

輸出入取引審議会企画調整部会
(知的財産権侵害品の貿易管理の在り方について：第２回)
議事要旨(案)

- １．日時：平成１８年６月９日（金）１４：００～１５：３０
- ２．場所：経済産業省本館１７階 国際会議室
- ３．議題：(１)パブリックコメント結果について (２)論点整理について
- ４．出席者：土肥部会長、宇賀委員、大野委員、大淵委員、加藤委員、川瀬委員、設楽委員、竹本委員、立山委員、外川委員、丸島委員、宮川委員、山本委員、吉野委員
(欠席者：黒見委員、篠原委員、中川委員)
- ５．議事概要

事務局から資料について説明後、パブリックコメント意見について自由討議。委員からの主な発言は以下のとおり。

議題・自由討議

【知的財産権侵害品の水際手続の改善について】

- 知的財産侵害品の性質は将来に向かって変化するものである。このことを念頭において制度設計をすべきであり、現状にこだわらず何を止めるべきか深く検討したほうがよい。
- 輸出入で規制がアンバランスとなってはいけない。輸出については制度濫用を防ぐべき、一方で輸入については侵害が明らかな場合には税関で止めるべきとの意見があるが、輸出入で差をつけてはいけない。
- 裁判所の仮処分を活用することについては、基本的に了承。何を止めたいか、国際性、将来性を考えて制度設計をしていくべきである。
- 先端企業同士が特許権について争う場合、権利の有効性、ライセンス関係等を厳密に審議する。現行の水際手続では、税関長によって侵害品と判断され輸入を止められた貨物が裁判所において非侵害と判断される、といった齟齬が生じる問題がある。このような問題が起こらないこと、実務上のニーズも強いはずであることから、裁判所の仮処分を活用する制度を採用した方がよい。
- 現行制度の運用改善で対応可能か否か検討すべきである。仮に、裁判所活用型を採用した場合、仮処分の結果を基に対世効を持たせる手続については、利害関係人からの意見聴取を行う等の十分な手続保障を設けることが必要。
- 裁判所活用型は利用されると考えられるが、制度濫用の危険もある。

- 専門家や利害関係人の関与を十分にすることが重要。現行制度の中でできることを精査する必要がある。
- 適正な手続保障がされるべきであり、これを可能とする組織は、現在の日本においては裁判所のみである。国際的に見ても裁判所が侵害判断を行っている。現行制度は慎重に運用されていると聞いているが、制度上、税関長の裁量により侵害品を止めるという形になっている。このことについて国際的にどのように説明するのか。輸出立国に相応しい制度を作っていくべきである。
- 現行制度については、WTO整合性の問題があげられる。現行制度は、国内産品に係るデュープロセスと輸入産品に係るプロセスが非対称となっており、GATT 第3条、第20条(d)の規定に適合しているかという点について、説明が困難。なお、裁判所活用型において仮処分を基に対世効を持たせることは国境措置となるため、当該措置についても内外無差別とすることが必要。
- 高度の適正手続保障と専門性が具備されることが必要。特許権に係る争いは、技術的範囲に属しているか否か、有効・無効の判断、ライセンスの問題等があり、特許法に係る専門知識や民事的に複雑な問題を解決できる能力等が要求される。このような機関は、現実的には裁判所しかない。裁判所の仮処分を活用することを基調としつつ、例えば、仮処分が出された場合に、その効力を第三者に及ぼしてよいか等の点については、今後、良く検討していくべきである。裁判所活用型を軸にしなければ、意味のある議論の前進はない。

【模倣品・海賊版の非営業者による輸入について】

- 現状、税関における積戻し・任意放棄に対するクレームが少ないのであれば、模倣品・海賊版の個人輸入を全面禁止することについて国民合意がないという訳ではなく、（模倣品・海賊版を国内に流入させない、消費者の保護という）目的を達成するためにもX案（全面禁止型）の方が良いと考えられる。初回のみ輸入を可能とした場合、消費者は法の趣旨に反するとしても輸入可能であると考えてしまう懸念がある。ただし、全面禁止とした場合であっても、善意の人（偽物を掴まされたような言わば被害者）に対しては、例外的な措置をとるべきではないか。
- 模倣品・海賊版であることを個人が判断することは難しく、X案には反対。真贋を区別することができない善意取得者に対しても、水際で没収するというのは厳しすぎるのではないか。一般消費者が真贋を区別できるようにするため、権利者側においても、消費者がどのような点をチェックすれば良いかについて周知する等の努力をすべきである。
- 資料6の19ページの脚注16にもあるように、前提として、罪を犯す意思のない行為は処罰しないということとなっている。

- 個人輸入によって、どの程度権利侵害が生じているのか。実態としては、高級ブランド及び医薬品における侵害が多いと考えられる。X案を採用するのであれば、実体法である知的財産法を改正すべきであるが、これは知的財産法の根幹に関わる問題でもあり、知的財産法制の在り方も含めた検討が必要となる。

その他

財務省関税局から、今後の議論の参考情報として、以下のとおり発言があった。

- 現行の水際手続に監視指摘されている問題点については、以下のような運用改善により対応可能と考えている。
 - ・ 申立てを受付けた段階で、申立て内容を税関ホームページに公開し、当該申立てに係る意見を受付ける。提出された意見を踏まえて申立てについて受理するか否かを審査する。
 - ・ 紛争当事者から意見が出された場合は、当該申立てについて、専門委員への意見照会を義務づける。
 - ・ 裁判所や特許庁で争っている案件について専門委員から裁判所等の判断を待つべきとの意見が出された場合は、当該申し立てを不受理又は保留とする。
- 個人輸入については、個数だけではなく職業、輸入実績、取引内容等を調べないと個人使用か否かを判断できないことから、税関に対して旅客等から諸事情を聴取するよう改めて周知徹底している。
- 法令に基づき認定手続を執り、侵害が認定されれば、法令に基づき没収ができる訳であるが、税関が認定手続には時間を要する旨を説明すると、ほとんどの場合、旅客は任意放棄しているのが実態であり、これまでのところクレームは出ていない。
- これまで、模倣品・海賊版を1個でも売買することのないように普及啓発を行ってきたが、Y案を採用した場合、政府が模倣品・海賊版の輸入について承認するという全く逆のメッセージを送りかねない。

総括

- 次回以降は、裁判所活用型を軸に検討を進め、仮処分等の活用に当たり必要となる手続保障、審査体制、制度濫用防止策等について審議する。法令上の手当の要否については、具体的手続等について成案を得た上で行政側において検討する。
- 偽装防止型を軸に検討を進めるが、かえって個人輸入横行につながらないように、審査基準は厳格に検討していく。